

ろう。

第1号、第4号については前記の如く解釈したが、では第10号住居址はどの様に解したらよいのだろうか。第10号住居址は日常什器と非日常什器とが共に存在している点に特異性があるわけであって、この様に共に存在している例を見ると、形態は若干違うが、杭No. 319地点第15、第17号住居址、末木遺跡第1号、第3、4号などがあげられる。第10号住居址例は、祭祀関係者の住居かあるいは、祭祀が個々の家庭においても行なわれた（家単位の祭祀）ことも窺がえよう。即、第1号、第4号住居址は10世紀後半から11世紀後半にかけて祭祀のみを行なう目的で構築されたもので、それは聚落単位の祭祀場と解せよう。そして第10号住居址例は祭祀者の住居、あるいは住居址単位において祭祀を行った（家単位の祭祀）と言えるものかもしれない。（菊島美夫）

註

- ① 上野晴朗「一宮町周辺の土師雑考」『甲斐史学』丸山国雄会長還暦記念特集号中に掲載されている例、あるいは筆者が、同町末木小字鞍乗番地から皿、器台がまとまって出土した例を確認している。
- ② 筆者の表採によるもので、八千蔵から出土している。
- ③ 日下部中学校保管分からは確認されなかった。
- ④ 山本寿々雄編『甲斐国埋没条里遺構等の調査』
- ⑤ “ 『甲斐国国分寺周辺聚落址の調査（予報）』
- ⑥ 樋口清之「奈良県三輪町山の神遺跡研究」『考古学雑誌』第18巻12号
- ⑦ 『平出』平出遺跡調査団

13 山梨県に於ける晩期土師器編年について

筆者はかつて山梨県の土師器編年について先学の業積をもとにして若干の考察を行ったが晩期該当型式については問題とすべきところが多々存在することを指摘したところであった。^①この様な中であって今回の調査に於いて僅かであるが問題点を解消できる事実や、更に新しい問題が見られるに至ったので本調査を中心に再び編年（真間Ⅰ式、国分Ⅱ式）について若干の考察をしてみたい。

真間式土器は現在2分類するのが一般的とされているが、本県に於いて当型式を出土する遺跡は東山梨郡勝沼町東畑遺跡、^②今調査の杭No. 331地点遺跡、東八代郡御坂町八千蔵、^③同郡中道町金沢、^④甲府市甲府東小学校々庭遺跡^⑤などがあげられるが、前二者が真間Ⅰ式、八千蔵の例が真間Ⅱ式で、他のものについては細分確認はできない（金沢の例はⅠ式に入るものかもしれない）。

(1) 真間Ⅰ式

杭No. 331地点第4号および第9号住居址が該当する。本型式は東京都中田遺跡の^⑥真間Ⅰ式とは器形上若干の差違が見られるが、同Ⅱ式の杯が完全な平底を呈することをして特徴としているので一応Ⅱ式の範疇と考える。

器形は東畑遺跡においては長甕形土器と杯形土器が、第4号、第9号住居址からは長甕形土器、杯形土器、甌形土器が見られる。また須恵器杯、杯蓋が伴出している。

長甕形土器は口縁部が大きく外反し、肩のあたりからそれ程ふくらず直線的に台状の底部に至っている。その大きさから大形品と小形品のものとの2種類が見られる。整形は篋削りのものも見られるが、櫛状篋による縦整形が多く見られる。

杯形土器は底が略平底を呈すことを基本とし、整形はロクロで行なわれるのを普通とする。

甌形土器は口縁部が直行するか若干外側に向けて開いているものとがあり、整形は櫛状篋によるものを基調とする。

第4、第9号住居址出土の杯には底部に篋削が認められないのであり、東畑遺跡の例は篋削が見られる点、真間Ⅰ式の杯は篋調整が通有的な整形方法であることから、第4、第9号住居址は東畑遺跡より僅かであるが新しい時期のものと考える。これは甕の整形方法が、第4、第9号住居址に於いては櫛状篋による縦方向の整形が多く占めている点からも言えよう。又埼玉県行田市前屋敷遺跡^⑦の甕、杯はすべて篋削であり真間Ⅰ式に分類されている点も参考になろう。

本県の真間Ⅰ式と目されるものは、本来の真間Ⅰ式に該当するものではない。即、杯の整形方法がロクロを基調としている点に問題があるわけで、これからすれば、真間Ⅱ式の範疇に入るものであろうが、前記の如く、真間Ⅱ式の杯が完全な平底化を示すという点で、それ以前のものとしたのである。本県真間Ⅰ式の定着化は、平底の杯との係わりあいの上から行なわれなければならない。

国分式土器は現在2型式に分類されているが、更に細分する必要がある気運が強くなっている。本県に於いても2型式分類を採用したが、国分Ⅰ式については若干の遺物が推察されているにすぎない。

(1) 国分Ⅱ式

国分Ⅱ式の細分については灰釉陶器の介在事実が極めて重大な要素になることについては先に述べたところであるが、灰釉陶器の時期については略同期のものであるが、新しい器形のものを加えた住居址が重複関係で把握されたに至ったので、国分Ⅱ式を更に細分してみよう。

新しい器種は浅鉢形土器である。器形は大形で、口縁部から直線的に急傾斜して底部に至るもので、整形は櫛状篋によるものを基本とする。出土住居址は杭No. 319地点第8、第9、第14、第15、第18号住居址であり、第14号住居址は第12、13号を切って、又第15、第18号住居址は第16号住居址を切って構造されている。浅鉢を加えたものを国分Ⅱ式2類としその器形の組合せは皿、杯、甕、甌、浅鉢とし、従来のものを国分Ⅱ式1類とし、その器形の組合せは皿、杯、甕、甌を基本的なものとする。浅鉢についてみると過去の調査例では全くその破片すら認められなかったものである。

更に国分Ⅱ式3類を設け、考察してみたい。即、杭No. 338地点住居址及び杭No.319地点第4号ならびに第10号住居址出土の一群の厚手土器である。本土器群は極めて斉一性の強いものであり、又、その性格

が祭祀関係のものと考えられるところから、純粋な型式としてとらえることができないにしろ、注意すべき器種と考える。この厚手の土器について、上野晴朗は、国分式の範疇で扱っているが、^⑧今回の判出遺物の灰釉陶器から時期は略10世紀後半～11世紀後半に置かれるものであるところから時期的に矛盾するところが見られる。即、上野のこの10世紀後半～11世紀後半という時期を「日下部式」でとらえていることであり、これを期に訂正の必要があろう。

厚手の土器は形式として扱えることは前記の如く困難なものと言え、今後の調査にまたなければならぬが、国分Ⅱ式1類と2類との区別は住居址の重複関係で扱っていることから、ある程度納得がいくであろう。しかし時期については明白にしてないし、新しい器形が一地域のみに見られるものかどうかという点はやはり今後に待つべきものであろう。（菊島美夫）

註

- ① 拙稿「山梨県に於ける土師器編年」『甲斐国埋没条理遺構等の調査』
- ② 拙稿「山梨県勝沼町東畑遺跡出土の土師器」『甲斐考古』10の3
- ③ 注1に同じ
- ④ 山本寿々雄「山梨県土師器編年図上（案）」『山梨県の考古学』
- ⑤ 山本寿々雄「提言」『甲斐考古』7の1
- ⑥ 岡田淳子、服部敬史「土師器編年に関する試案」『八玉寺 中田遺跡』資料編Ⅲ
- ⑦ 塩野博「行田市前屋敷発見の土師器」『台地研究』No. 18
- ⑧ 上野晴朗「一宮周辺の土師器」『甲斐史学』丸山国雄会長還暦記念特集号

14 出土遺物表

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	胴部	底	
杭No. 350地点 住居址出土品 第1図7	土師器	皿	10.3	口クロ	口クロ	糸切	墨書「夫」
杭 No. 344地点 第1号住居址出土品 第1図1	土師器	皿	12.6	口クロ	篋削	糸切	
2	〃	〃	12.0	〃	〃	〃	
3	〃	〃	11.7	〃	〃	〃	
4	〃	〃	11.8	〃		〃	
5	〃	〃	12.6	〃			
6	〃	〃	13.2	〃	口クロ		
〃 第2号住居址出土品 第1図9	土師器	杯	12.3	口クロ		糸切	
杭 No. 338地点 住居址出土品 第2図1	土師器	皿	8.3	口クロ	口クロ	糸切	